

令和元年白浜町議会第2回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和元年6月19日白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和元年6月19日10時01分

1. 閉 議 令和元年6月19日13時14分

1. 閉 会 令和元年6月19日13時14分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務 主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	寺脇	孝男	住民保健課長	中本	敏也
生活環境課長	廣畑	康雄	観光課長	泉	芳明
建設課長	玉置	康仁	上下水道課長	久保	道典
会計管理者	玉置	孔一	消防長	大谷	哲也
教育委員会					
教育次長	榎本	崇広	総務課副課長	山口	和哉
総務課副課長	木村	晋			

1. 議事日程

日程第1	議案第29号	専決処分の承認について
日程第2	議案第30号	専決処分の承認について
日程第3	議案第31号	専決処分の承認について
日程第4	報告第1号	専決処分の報告について
日程第5	報告第2号	専決処分の報告について
日程第6	報告第3号	決算不認定を踏まえて講じた措置について
日程第7	報告第4号	平成30年度白浜町継続費繰越について
日程第8	報告第5号	平成30年度白浜町繰越明許費繰越について
日程第9	報告第6号	平成30年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について
日程第10	議案第32号	物品購入契約の締結について
日程第11	議案第33号	物品購入契約の締結について
日程第12	議案第35号	白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第36号	白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例について
日程第14	議案第37号	白浜町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第38号	白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第39号	白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第40号	白浜町給水条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第41号	白浜町簡易水道使用条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第42号	白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第43号	白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第44号	令和元年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について
日程第22	議案第45号	令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）議定について
日程第23	議案第46号	令和元年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
日程第24	議案第47号	令和元年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議

定について

日程第 25 議案第 48 号 令和元年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議定について

日程第 26 報告第 7 号 平成 30 年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

日程第 27 発議第 1 号 議員派遣について

日程第 28 発委第 4 号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会
・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 28

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和元年第 2 回定例会 4 日目を開会します。

昨夜、山形県沖を震源とする震度 6 強の地震が発生いたしました。今朝ほどから被害調査を現地では行っているようであります。かなり大きな被害が出てきそうではありますが、亡くなった方の情報は今のところ入っておりません。震源が糸魚川日本構造帯にかかってくるとの情報もございまして、大きな地殻変動がプレートをもたぎ起こるであろう南海地震に対して、これからどのような影響が出てくるか危惧されるところであります。

従いまして、我々も地震に対して常に緊張感を持って取り組んでいくことが改めて昨夜の地震におきまして痛感したところであります。

議員各位、職員の皆さんには常に頭に置きながら、防災対策に取り組んでいただくよう強くお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 14 名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。

休憩中に議会運営委員会の開催を予定しています。

また、閉会後に議員懇談会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、議案審議のため木村総務課副課長の出席を許可しております。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第29号 専決処分の承認について

○議 長

日程第1 議案第29号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第29号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第30号 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第30号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第30号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり承認されました。

(3) 日程第3 議案第31号 専決処分の承認について

○議 長

日程第3 議案第31号 専決処分の承認についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第31号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第31号は原案のとおり承認されました。

(4) 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議 長

日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。
報告第1号は以上です。

(5) 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

○議 長

日程第5 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

14番 長野君

○14 番

2点お聞きします。まず、職員が何名乗車していたのが1点。

それと、これを見れば、自転車が左側を走行していて、車にびっくりして転倒したのかをお聞きします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

まず1点目でございます。同乗者は1名ございました。職員1名と業者1名が現場に行くのに同乗していました。

もう1点は、自転車が先行していきまして、自転車が急に右折横断をした状況でございます。横断しまして、職員が右側に回避をしまして、そのときに急ブレーキを踏みました。そのときに相手の方がびっくりして転倒した状況でございます。

○議 長

14番 長野君

○14 番

同乗者が業者と。どういう過程で行かれるのかわからないのですけれども、公用車の場合は業者と別に行くべきではないかと思えます。

もう1点は、だろー運転ですね。そのまま行くでしょうという感じのだろー運転であって、こういう事象がある場合に、職員に対してどのような周知徹底をされているのかお聞きします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

今、議員がおっしゃっていただきました業者が同席したということに対しては、私の不徳の致すところでございますが、注意したところでございます。

だろー運転でございますが、議員おっしゃるとおりで、そのときも十分注意をさせていただきました。事故があつてからではございますけれども、朝礼や事務所内で再度注意をしたところでございます。私どもも定期的にはこういうことをしていきたいと思つてございます。

○議 長

14番 長野君

○14 番

どういう理由で公用車で業者さんと一緒に行くのかわからないのですけれども、やはり、別々に行くのが好ましいのではないかと思えます。その点についてどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今回のケースは私も具体的な中身で同乗したのかわかつておりませんけれども、今後これは分けるべきであろうと思えますので、徹底したいと思えます。

○議 長

7番 堅田君

○7 番

今回の事故の損害額68,430円となっていますけれども、自転車の代金なのかということ。それと、転倒されたということで、相手方にけがとか入院の費用なんかは入っているんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

賠償金額でございますけれども、これにつきましては相手方の治療費、通院費になってございます。警察との現場検証のときには物損という扱いになっているんですけども、相手方から診断書等の提出がなかったものですから、最終的に物損の扱いとなっております。ただ、物損の扱いではございますが、賠償金は治療費に充ててもいいものかどうか顧問弁護士に確認したところ、問題がないとの話でございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

事故については副町長も以前に陳謝した経緯があります。議会ごとに上がってくるということは、緊張感が足らんのちがうかと思えます。ヒヤリハット体験とかそういうことを朝のミーティングで事例集を参考に、今まで議員も発言されていましたが、再度徹底してもらいたいと思えます。これは要望です。

○議 長

11番 辻君

○11 番

接触して転倒したのかということについて。

○議 長

もう一度詳細説明をお願いします。

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

相手方とは直接接触はしてございません。あくまでも、急ブレーキを踏んでびっくりしてこけたということでございます。

それから、相手さんは左手と左腕を擦りむいたという状況でございます。

○議 長

3番 南君

○3 番

関連ですけども、接触もなしにという割には白浜町が100%負担するというのは納得できないところもあるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

この件につきましては、自動車損害賠償責任保険、俗に言う自賠責保険を充当させていただきたいと思っております。自賠責保険はあくまでも被害者救済を目的とした保険でござ

いまして、全体的な被害の割合を示すものではなく、被害者が全体から見て何割過失があるかというところを示してございます。ちなみに、7割以下でございましたら、全額支払われるという保険でございます。

今回の場合でございますが、だいたい過失割合は7・3、もしくは8・2で自動車運転者の過失が大きくなっています。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第2号は以上です。

(6) 日程第6 報告第3号 決算不認定を踏まえて講じた措置について

○議 長

日程第6 報告第3号 決算不認定を踏まえて講じた措置についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 廣畑君

○12 番

この報告について説明もあり、私ももう一度読ませていただきました。

やはり、付帯決議を上げて新年度予算について執行していくということなんですけども、田辺市もご存知のように同じ漁協の組織のなかで、田辺市も取り沙汰されています。以前、私も質問をさせていただきましたけれども、町長も田辺市などの問題もあるので、そうしたことも考えながら取り組んでいきたいという意味の答弁をされたと思います。

それが、こうした形で29年度の決算の審査に対する報告ということでもありますけれども、この策定された要綱のさまざまな補助メニューがあります。以前よりは詳しくなったように思うんですけれども、やはり気になるところがあります。水産振興の第3条の関係での別表の補助金等の名称のなかで、水産振興事業助成金についての補助金等の対象が町内における事務所等の運営とか維持管理とか、そのほか漁業振興事業をする経費ということで仕分けをされていますけれども、こうしたことについて、100%の補助についてちょっと納得しがたいなということを思うのですが、どのように考えておられるのか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外(農林水産課長)

漁業振興助成金や水産増殖事業補助金、これは今までの経過等もございまして、経過から申し上げますと、漁業振興助成金の経費に対する100%助成、それから、水産増殖補助金のほうにつきましても、増殖の稚魚等の購入に対する事業に対して100%補助という制度でございます。ですから、経過の部分は現況の要綱でございますから、そのままさせていただいているんですが、漁業振興助成金のあり方等、ほかの議員さんからもご意見をいただいております。このままずっと半永久的にいいのかと言いますと、その辺の部分は1つの漁

業組合でございますから、田辺のやり方、白浜のやり方、すさみのやり方といろいろなことで出てまいりますので、そこは一段落した段階で再度検討をさせていただいて、その辺の見直しは、漁業組合員の問題も出てまいりますし、私どもももう一度考え直す必要があるかと考えてございます。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

前向きな、要綱についてこれからも検討していくとの答弁でありました。

本当はこの年度からこれを策定の段階でそうしたことをしていったらいいと思うんですけども、補助率等が同じく100%以内、100%でなかってもいいのですけども、最高が100%以内ということになってますし、備考には飲食に要する費用は対象外だと表記しているのですけども、この部分、補助金等の対象の経費のなかの、ここに書かれている事務所等の運営や維持管理については漁業団体としての経営の根幹に関わるものであると思うわけです。本当にこの一連の問題をきちんと解決していこうと思ったら、そうした経営などについてもどのように、今まで以上にもう一度調査とか漁業振興のあり方を検討しながら、この問題を真摯に学んで、切るべきところは切っていく。きちんと精査をして行政としての方向を切り替えていくことが本当に必要だと思うのですが、町長の見解を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま廣畑議員から大変厳しいご意見をいただきました。

これは当然だと思います。私も今回の一連の不正な手続き、ずさんななかで、もう一度襟を正して、再発防止策に取り組まなければいけないと思っております。これを教訓にして、もう一度町としては新たな再発防止策、ここにまとめておりますけれども、補助金関係事務の改善ですとか、職員研修の徹底。これも行いましたけれども、もう一度原点に戻って補助金の見直し、そしてまた、事業のあり方を庁のなかで検討した上で、今後は県も検査をする、あるいは指導をするということで、昨日そういう方向性が出されました。今後は県の指導を仰ぎながら、田辺市がどうかというのではなくて、白浜は白浜独自でやれることがあると思います。新年度になって、来年度以降もこれをもう一度どういうやり方、補助金のあり方、あるいは助成金の出し方がいいのか、これを精査した上で、皆様に丁寧に説明していきたいと思っておりますので、新たな結果が出ましたら、議員の皆様にも町民の皆様にも説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

町長の答弁をいただきました。

やはり、国は沿岸漁業に対してかなり絞ってきて、そういう方向を出してきています。そういうなかで、このあたりの紀州の沿岸漁業を振興していこうと思ったら、どういうところへ力を入れていったらいいのか。それと、漁協自体の経営について、漁協がせんなんこと、そして、私ども行政がせんなんことをきちんと線を引ながら、ぜひ取り組んでいっていた

だきたい。この問題の解決、先ほどの富田事務所長の答弁にもありましたけれども、こうした100%中身をきちんとして、経営をどうしていくのかということも関わりながら、取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

白浜町では平成18年度以降からの分、3ページの報告にありますように、いち早く水産増殖事業補助金に対しての返還額573万9,741円と、白浜町としては一定の終了ではありませんが、一区切りの形になっております。そのなかで、先日、田辺市でも中間報告がなされました。近く最終的なあとの分の報告が出ると。新聞紙上ではかなり高額な数千万円、今のところ不適切と思われる部分があると報じられておりました。そのなかで、私は懸念するのは、当局においても十分情報のアンテナを張っていると思いますが、最終、田辺市の調査結果で、白浜町はいち早く一定の線引きをしているわけですが、その結果にも影響が出ることも予想されますので、白浜町としても田辺市の動向であるとか、担当部署どうしで情報の提供などを十分して、意思疎通していただきたいと思います。そのような体制は日ごろからなされているのかどうか。

一方、ぼうっとしてましたら、田辺市では新たな最終結果が出て、どのような措置がとられるかは知りませんが、片一方ではこういった措置をしたと。白浜町ではすでに一定の線引きをしているが、それでいいのかといった議論が沸くかもしれませんので、へんな事態にならないように情報収集、田辺市との間で担当課のなかで協議ではありませんが、情報収集にあたっていただきたいと思いますので、そこらの体制はどうなっていますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、よく皆様方から言われるのは、白浜町として今も一定の線引きというご意見をいただいたのですが、町としては一定の線引きという考えは持ってございません。あくまで、私ども白浜町としてできる範囲の調査をしたと。それで、その調査が出てきた時点での押さえということでご理解いただきたいと思います。

それで、町長からもいろんな説明のなかで、これで私どもは終わったとは思っていないと。まさにそのとおりでございまして、これから田辺市の結果が出てまいります。それで、6月10日の田辺市の全員協議会が開催されて、その前にも新聞報道が出てきたわけですが、その中身というのは見る限り私どもよりもあまりよろしくないという結果であったということがございます。それで、私どもが情報を仕入れているなかでは、まだまだいろいろ出てきていないものも出ると思います。

ですから、その辺の部分も含めまして、田辺市の動向をうかがった上で、最終的に町としての判断をしていくべきであろうかと思っております。

ただ、何分田辺市のほうもあのような状況でございますから、私どももその状況について協議をさせてくれということも申し出をさせていただいているんですが、なかなか向こうも全容を解明していないなかでは話がしにくいということもございまして、現在のところは、田辺市の動向を見守っているというところでございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

担当課として把握をしているようでありましたら、少しは安心であります。しかし、我々白浜町では当初予算に水産増殖の補助金を計上しております。ですから、このような状態のなかで執行できるのかどうか。これは町から執行しなさいというわけではありませんが、そこらの部分についても執行について相手側の判断であります。そういった部分に影響すると思います。課長から白浜町としてはこれが一定の線引き、終わりではないということでありますので、白浜町は五百数十万円ですべて終わっていると勘違いをしている一部住民の方もいらっしゃいますので、そこら辺の誤解のないように。まだ、最終ではありませんという部分を話ができれば住民の方に丁寧に説明してもらいたいと思います。

いずれにせよ、田辺市の動向によって白浜町としても新しい対応をしなければならない事態も考えられますので、そこらをよく注視していただきたいと思います。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

沿岸漁業の問題については補助金の問題も含めて、補助金に対する効果があったのかどうかはひとつ大きなポイントだと思います。私も漁師町におりますから、今年はタイが不作でイサギも全然だめだという状況にあります。補助金をもらうからには決算委員会でもいろいろ議論した経過があります。旗印をつけてイセエビの生態系を調べるという方法も今までやってきたと思うんです。しかしながら、イセエビの行動範囲が広くてなかなか実態をつかみにくいという問題もあります。

4ページの職員の研修、確認体制の改善、この項に入るわけですが、補助金がいかに有効に使われているかということが一番大事だと思いますし、漁業関係者の皆さんの期待に応えるためには、補助金は絶対に必要だと思う。しかし、今までの経過からして、ずさんなことがなされたということは残念ですけれども、それにめげず漁業振興については考えていくべきだなと。県議会でも昨日質問がありました。そういうなかにおいて、実のある補助金のあり方を検証していく体制づくりをしていくのが、4ページのコンプライアンスもそうですけれども、今後の対応をきちんとやってもらいたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに補助金、このような制度をしている以上、その効果を検証することは必要だと思っております。今回のイセエビで申し上げますと、白浜地域で400万円程度のイセエビ放流、日置でも実績報告でいうと、二百数十万円のイセエビの放流がなされていると報告があったのですが、ふたを開けてみると日置のほうは40万円、50万円の実績であり、白浜は報告の仕方は少しまずいにしろ400万円前後きちんと放流をされていたということでございます。

それで、それぞれの水揚げ高を見た場合、日置のほうはどんどん減ってきているんですが、白浜のほうは逆に増えてきているということもございますから、やはりそういった面ではこ

の放流事業は一定の効果が出ているのではないかと。特に、今トコブシの水揚の時期でございますが、白浜の状況をお伝えすると、去年よりかなりよろしくないということもございまして、そういったところでもこういった放流事業が必要になってくるかと思っております。今年度は四百数十万円、放流助成金という形ですけど、このへんのイセエビをどのくらいまくのか。トコブシにかえるのかというあたりも漁業組合としてももう少し考えていただいてということも申し添えながら、今後は事業の運営をしてまいりたいと。当然、水揚げ高の部分もあわせて確認しながら進めてまいりたいと思っております。

○議 長

3番 南君

○3 番

関連するんですけども、先ほど町長は補助金や助成金の見直しをするということをおっしゃっていましたが、いろんな漁業の補償金あると思うんです。例えば、椿の最終処分場の延長のときでも補償金を出していると思いますし、広域で言うと、大辺路衛生施設組合の最終処分場、日置にある分でも毎年補償金が出ております。そういう根拠をもう一度精査するというか。そして、例えば、民間でも土地造成、マンションや旅館の大きな工事等も含めまして、排水の関係で漁協の同意をもらってくるということもあると思うんですけど、そのときに噂かどうか知りませんが、ある程度の協力金、補償金が出ていますと聞いていますけれども、その点も精査するつもりはあるんですか、ないんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、補償金という部分につきましては、大辺路衛生施設組合の分は私も勉強してございませんが、町として補償金という項目で出しているというものはないと思います。

あくまでそういった事業を行ったことに対して、例えば水揚げ高が下がることもございまして、それに対して町から助成金、それから補助金という形で支出をして、それで漁業の振興につなげてということの部分でございまして。よく言われるのは、補償金というのはあくまでそれなりの損失を生じる部分に対しての補償を行うというものでございましてから、あくまで補償金という性質ではなく、そのことが起こったことによって、生じてくる不利益部分を町として助成金なり補助金で補っていく。それで、水産資源の増殖の補助金でしたら、そういったものでつなげてくださいという性質でございまして、これを見直すというのはあまり今の時点では考える必要はないのかなと。

ただ、先ほども言っていたような助成金のやり方につきましては、いろいろ議論がございまして、その部分については漁業組合とも話をしてまいりたいと思っておりますので、そういったところでご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 南君

○3 番

民間になるんですが、同意書のことに関してはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

同意書のことで、補償金なりそういった支出をしたというのは私の記憶、知る限りでは一切ございません。

○議 長

3番 南君

○3 番

一切ございませんと。いろいろ現実にはあったと思うんですけども、それを再調査するお考えはございませんか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

今、南議員がおっしゃっているのは、例えば宅地造成あるいは大規模なマンション建設のときに漁業組合が施主さんに対しての補償金ということは私も聞いたことはございますが、それはいくら入ったとか、こちらはタッチしておりませんので、わかりかねます。ただし、今の状況で漁業補償を求めていくと、今は非常に厳しくなっておりますので、そういうことは今は行われていないのではないかと考えております。

現実的には、昭和47年の宅地造成のピーク時にそういう話は確かにあったということは私も当時建設課におりましたのでそういうことは伺っておりますけども、今そういうお話は聞いておりません。

○議 長

9番 小森君

○9 番

これまでの説明を受けまして、今回の報告は昨年の決算不認定を踏まえて講じた措置ということですけども、先ほどの説明を聞きまして、まだ白浜町としても終わっていないということで、今後どうするかということはまだ具体的に示されていないわけであると思うんです。

昨年はこのような不祥事が起こり、補助金につきましては支給を停止しまして、今年度も一応予算は計上しているけども、まだ支給はされてません。そうすると、今後まだ終わりでないということを踏まえると、予算を立てているのに昨年度の未支給分と今年度計上した予算の執行はどうなるんだろうかと。

最後の4ページのところで、今後は補助金など執行マニュアルを作成しと書かれていますけれども、周知の事実のとおり、近年漁獲量が減少し、また漁業従事者については高齢化が顕著に表れてき、今後本当に漁業関係の振興がどうなっていくのかということが一番の不安材料であると思います。今回のこのような不祥事が、今後どういう形で解決されるかわかりませんが、このことを踏まえて、このような漁業の状況のなかでより振興できるような形に努めていくというのが一番大事でないかと思うんです。もちろん、これまでも補助金の用途、使途について明確にしていくということはずいぶん話されていますけれども、それ以上に、今後の白浜町の漁業振興をこのような状況でいかに振興していくかということが問われてくるのではないかと私はそのように思いますので、今後どのような形で取り組もうとしているのか。

田辺市もまだわからない状況で、漁協のこともどうなるかまだはっきりとしませんので、

ここに書かれているように補助金の執行マニュアルを作成することすらもまだ見えていないかも知れないんですけども、今年度予算に助成金、補助金を計上している以上、ある程度どこかで目途をもって取り組んでいかなければ、また2年続きで予算に計上している補助金が未執行という形になると次年度にも大きな影響があると思うんですけども、その点はどうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺はおっしゃるとおりだと思います。

特に、この漁業の部分につきましては、いろんな策を講じて、1日で獲れる魚の量というのが限られてまいります。そのなかで漁価低迷というひとつの問題がございます。ですから、その掛け算をしていくなかでは、なかなか収益を上げていくのは非常に難しいということもございます。

ですから、今後はこういった放流事業、ひとつは水産資源の維持していく事業も必要です。ただ、それ以上に今後必要となってくるのは販路の拡大とか、こういった漁価の低迷を防ぐというのをどのようにしていくかと、このようなことも必要かと思っておりますので、そういった観点で今後の事業を進めてまいりたいと思っております。

議員おっしゃっていただくように、2年連続で影響が出てくる、先ほど私はイセエビの実績を申し上げましたが、そういう面でも漁師の方々にご迷惑をかけるということもつながってまいりますから、ぜひとも今年度は執行ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第3号は以上です。

（7）日程第7 報告第4号 平成30年度白浜町継続費繰越について

○議 長

日程第7 報告第4号 平成30年度白浜町継続費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第4号は以上です。

(8) 日程第8 報告第5号 平成30年度白浜町繰越明許費繰越について

○議 長

日程第8 報告第5号 平成30年度白浜町繰越明許費繰越についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。
報告第5号は以上です。

(9) 日程第9 報告第6号 平成30年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について

○議 長

日程第9 報告第6号 平成30年度白浜町水道事業特別会計予算繰越についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。
報告第6号は以上です。

(10) 日程第10 議案第32号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第10 議案第32号 物品購入契約の締結についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第32号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第33号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第11 議案第33号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第33号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第35号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第35号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第35号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第36号 白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第36号 白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 廣畑君

○12 番

それぞれの学校施設等の利用については、さまざまな団体がもちろん登録されたサークルであるとかがそれぞれの施設を利用していると思います。使用料は減免されたりということもありますし、ただ、登録されていないところ、集会や勉強会したいので借りるんだというときに使用料、私どもも何度か使用させていただいたこともあるんですけども、こうした消費税の値上げに対する2%分の収益、どのくらい2%で入るのか、そのあたり試算があればお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

ただいまご質問いただきました。29年度の決算ベースになりますが、2%増税となれば今回の条例の一部改正で上げている施設すべてで約45万円の収入がふえるということでおさえています。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

45万円の収入。これは10%になるわけですから、返ってくる分もあるんですけども、そうしたなかで全体的に29年度ベースで収入、2%を含めた29年度の8%分の収入に対して消費税の町に入る分についてどのくらいですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

町歳出と全体額、また地方消費税の交付金の見込みということで2%引き上げ分としまし

ては、約3,442万円。ただ、これらにつきましても、幼児教育の保育無償化等々にもかかってきますので、この金額がすべてふえるということではないと考えています。施設以外ということを含んでいます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

12番 廣畑君(登壇)

12 番

私は、議案第36号 白浜町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例について反対であります。

景気低迷のなか、学校施設等の利用について町民のさまざまな文化に対する取り組みに水を差す。また、施設を利用するさまざまな考え方をを持った団体が気軽に利用できる施設として料金設定をしていると思われませんが、値上げによって、文化活動が阻害されかねません。今回の消費税増税による住民や利用者への転嫁は認められないと思うわけであります。

従って、この議案については反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

これより、議案第36号について採決いたします。

議案第36号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第37号 白浜町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第37号 白浜町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第38号 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 議案第38号 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

6番 正木君

○6 番

反対するものではないんですけども、先般全員協議会で課長から説明があつて、底辺をふやしたい趣旨の発言があつたと思うんですけども、これによって、人の見込み、どのくらいをマックスでみているのか。

そして、他の施設に若干影響あるのかなど。私ども綱の湯とか松の湯もそうですから、そこが改定せずにそのままいくという状況のなかで、町営浴場だけ年間4万5,000円から3万円となると思うんですけども、そこらの見込み、町営浴場の底辺を広げて安くして活性化したいんやと、これも観光施策のひとつだと思うんですけども、そこらどうですか。

○議 長

番外 観光課長 泉君

○番外 (観光課長)

全員協議会でもご説明させていただきましたが、年間入浴券につきましては、平成26年度に利用券の制度を開始したものでございます。現在のところ利用者が少ないというところで、そのあたりも課内で検討いたしまして、利用者をふやすということが目的というか、今回の改正を提案させていただいたところでございます。白浜町の公衆浴場は健康増進であるとか憩いの場であるとかそういう側面もございまして、今回の改定によりまして、より多くの方がご利用いただき、入浴者数をふやしてまいりたいと考えております。

それでもう1点、周辺の浴場施設なんですけども、その部分につきましては、少し町の公衆浴場と住民との利用する形態も若干違うと思うんですけども、金額の設定によっては町営

浴場はお得感があるということで、少しばかりは影響があるかと思いますが、町営浴場についてできるだけ入浴者数をふやすという観点から、今回提案させていただいたところがございます。

○議 長
6番 正木君

○6 番
角度変えたなかで、65歳以上のパス。バスにしてもお風呂にしてもそういう部分、高齢者の優待のなかで、白浜町は移行しているんですけども、障がい者とか母子、父子、俗に言う弱者の方の優待は当局はどんなお考えですか。

○議 長
番外 観光課長 泉君

○番 外（観光課長）
福祉施策の分もございますので、その部分については担当課と検討してまいりたいと思います。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町長）
議員から貴重な、ありがたいご提言をいただきましたけれども、この料金改定につきましては慎重に考えないといけないと思っておりました。

今、一桁台の購入者でございますので、4万5,000円でおそらく数名ですと、20万円から30万円のなかにまだ入っており、売上げが少ない。3万円にするからには最低でも二桁の利用者がなかったらいかんだろうと思っております。例えば10人でもやっと30万円で、まだまだそれ以上。今まで広報もできていなかった部分があるんです。私は安いと思ってたのですが、4万5,000円の年間の入浴利用料でなかなかふえなかった。町外の方も多いんです。町内の方は65歳以上は100円で入れますから、十分利用していただいていると思いますが、もっと若い方や町外の方、田辺市や上富田町、すさみ町からでも3万円になったことで利用がふえれば、町の施策として成功になるのではないかと考えております。もちろん、周りの松の湯や綱の湯への影響ももちろん考えなければいけないんですけども、おそらく影響はそんなないだろう、微々たるものであろうと思っております。

いずれにしても、この施策によって多くの利用者がふえて、牟婁の湯と白良湯が活性化して、元気になるということを一番の目標にしておりますし、これからメディアにも訴えかけて、せっかく令和元年度ですから、今、タオルをつくらうと考えておまして、新規申込者に対しては、プレゼントをして優待を考えております。そういったことで、皆さんからもぜひはじめての方におすすめいただければありがたいなと思います。

○議 長
6番 正木君

○6 番
以前、立谷町政の時代に崎の湯が無料から300円になったという経緯があつて、トルネードくらいの風が吹いたんですけども、今度は反対に下げるといふ施策に移行していくんでしょう。ですから、そこらも含めて、浴場の経営、崎の湯はまた人気が出て、落ち着いてき

てという経緯もあるので、ご検討ください。がんばってください。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第38号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第39号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第16 議案第39号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第40号 白浜町給水条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第17 議案第40号 白浜町給水条例の一部を改正する条例についてを議題としま

す。

本案に対する質疑を行います。

5番 丸本君

○5 番

今回、30%水道料金を上げるという条例改正ですけれども、この値上げにあたって行程表を見ますと、日置川区長会総会、白浜連合町内会総会、また4月28日には富田区長会総会に水道料金の条例改正についての説明をされたとありますけれども、これは町民に対してどのように説明をされたのか教えてください。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

町民にどういう説明をしたかということと思うのですが、各区長会総会、3地区に説明をしてきました。それから、個々にではないんですけども、町政報告会で町長にその旨の説明をしていただいたところがございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

数年前、下水道の使用料を上げましたね。そのときには町民に説明の場を設けたのではありませんか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

範囲も狭いことから、各地区にて説明をしたと聞いてございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

町政報告会のときに町長がご説明なさったということですが、参加者は何人くらいでしたか。皆、30%上げることを知っているんですか。広報かなにかに載せましたか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

今回上程させていただいておりますので、今回議会で通れば来月から広報に載せていきたいと思っております。

また、町政報告会には30~40人くらいだったと思うのですが、各地区で来ていただいていたと思います。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

今回の値上げについてですけれども、試算を出していただいておりますが、厚生労働省のアセットマネジメントの方針、方向によって、計算をされているんだと思うんですが、現在

こうした厚労省の方向に沿ってどのくらいの自治体が値上げをしてきているのか。経営戦略をしてきているのか、わかればその辺どうでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

どれくらいの市町村が経営戦略をやっているというのは把握していませんが、令和元年度までに経営戦略を終了させなさいという通達が来ていますので、今年度中には各市町村は終わると思います。

○議 長

1 2 番 廣畑君

○1 2 番

国の通達だとか、さまざまな文書でこの水道事業に関わらず、それぞれいろんなことがありますし、戦略についてさまざまな考え方があると思います。値上げの試算をされておって、それぞれの町の今の様子。棒グラフや折れ線で示しておられました。ここ5年ほどで県下の自治体で改定、あるいは厚労省の資産管理の方向にあって、このようにしたと、あるいはしていくんだということは情報としてつかんでおるのでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

先ほどの経営戦略を今年度と答弁しましたが、来年度です。

それから、各自治体でいつ値上げしたのか情報はないかということなんですけども、近隣の上富田町で5、6年前に値上げをしていると。それから、みなべ町も平成24年度くらいだったと思うんですけども、今手持ちの資料がないんですけども、それくらいに値上げをしたと聞いております。

それから、何カ月か前の新聞にも、みなべ町につきましては、値上げで検討していると載っていたのを記憶してございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

1 2 番 廣畑君（登壇）

1 2 番

私は、議案第40号 白浜町給水条例の一部を改正する条例について反対をしたいと思います。

本議案は簡易水道との料金統一のもととして平均30%値上げをするものであります。

私は水道料金をびた一文上げるなという立場ではありません。しかし、以下の点で、引き上げ案に反対するものです。

まず、料金引き上げの経過であります。全員協議会には昨年8月に説明がありました。町長から水道料金審議会に諮問が出されたのが今年の1月。そして、たった1カ月の審議の期

間で第2回目の審議会では30%の値上げが諮問をされたわけであります。私は、審議会委員さんたちの議論の努力に不満を言うものではありません。しかし、この間、町当局は町民の意見を直接聞く機会を持ってきたのでしょうか。4月の全員協議会への報告があった後、日置川区長会、富田区長会、白浜連合町内会では説明をしたようですが、それについても今後10年以上にわたって影響を及ぼす値上げをこの6月議会で決めるのはあまりにも拙速だといわざるを得ません。

次に、値上げの理由です。説明では水道管路の老朽化を更新しなければならないことや、浄水場の更新工事などの減価償却が始まるなど収益的収支が今後悪化していき、平成42年にはマイナスになる、資金ショートするという事になっていきます。私は施設や設備を計画的に更新していくことには異論はありません。しかし、それは収入に見合った形で進めていくべきです。また、上水道だけでは完全独立採算制のようなとらえ方は認められません。必要ときにはきちんと一般会計からも支援をしていく、このように考えます。

議員の皆さんもご承知のように、道路も橋もトンネルも重要な公的インフラであります。でも、その施設を耐用年数どおりに更新して再構築するための費用計算を行い、毎年建設費を計上して工事をしているのでしょうか。していないと思います。だから、それぞれの施設が古くなってきても修理をし、長寿命化を図っているわけであります。水道事業だけは将来を見越して料金を上げておこうというのは最近の厚労省のアセットマネジメントの考え方がありますが、これをまじめに実行すればこそ、2倍近い料金値上げになるのではないのでしょうか。現在、橋本市においてもまったく同じ手法と考え方で、大幅な料金引き上げが問題になっていますけれども、そもそも過大な工事予定を前提とした値上げという点では、白浜町の値上げ案と共通しています。よって、私は値上げの前提に問題点があると考え、認めるわけには参りません。

最後に、現在の経済や町民の暮らしとの関係であります。政府は10月には消費税の値上げを実施しようとしています。観光にとっても、商売にとっても、暮らしにとっても大きな影響が出るのは間違いありません。また、仮に消費税がストップされたとしても30%もの値上げは大変な影響です。今の町民の影響を考えるなら、拙速な30%もの値上げを認めるわけには参りません。

以上の理由から、議案第40号については反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

水道料金改定について、賛成の立場で討論をしたいと思っております。

ただいま反対討論がございましたが、その内容は少し不勉強な面があるのではないかと申す次第でありますから、思い切って賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

我が白浜町の上水道は何十年にわたりまして日本全国で10本の指に入る低料金でやってきております。

その背景には、わが町白浜町は観光立町であります。大口の使用料の施設にも配慮した料金体系。そしてまた、住民生活を支える根幹のもの、水道事業につきましては、健全経営で、しかも何十年にわたって計画的に事業を遂行してまいりました。そのなかでも、何十年にわ

たって水道料金の値上げをせずにやってこれたことは、町当局、そして担当課が将来を見据えた計画的なもとに行われた結果であろうかと私は認識しています。なにも拙速に値上げを審議会が答申をしたものではありません。このままでは人間が生きていく上で一番重要な水、安定的で安心な生活の根幹の水を供給する一番大事な事業でありますから、将来を見据えて年度的に計画しているわけであります。そのなかでも30%の値上げと数字上では確かに大きいかもしれませんが、それでもなお、日本全国でも県内でも最優秀。全国的にみましても、多分30番目以内での低料金を今後も維持していくという形であります。

何をおいても施設の老朽について、先ほどの反対討論の中で、計画的に耐用年数のとおりやっているから余計にお金が必要なのではとの意見がありましたが、耐用年数が過ぎてもこれは大丈夫であろうというところについては、最大限使用している状態であります。しかし、これ以上放置をしていくと、やはり事故が起きれば住民生活に影響があるとの観点から、担当課においても年次的に計画をして運用している状況であります。ですから、白浜町の水道事業につきましては、私は誇れる事業と認識している次第であります。

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

14番 長野君(登壇)

○14 番

私は、ただいま上程されました議案第40号 白浜町給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

白浜町水道事業は昭和56年に値上げを行って以来、消費税増税による料金改定を除いて38年間水道料金の値上げを行っていません。

現在の水道料金は10立方メートルの家庭用が626円。県内の市町では突出して安い料金であります。30%引き上げると、810円となりますが、それでも県下平均1,314円を下回り、県下で最も安いみなべ町の804円と同水準となります。

平成初期まで町内に企業保養所等宿泊施設が多数営業していたことにより、水需要が多く、多額の料金収入がありましたが、今後、給水人口の減少、節水意識の向上などにより、水需要の拡大は見込まれないと思うわけであります。

一方、水道水の安定供給に欠かすことのできない水道施設の老朽化対策や、近年多発する自然災害を教訓とした耐震化対策が大きな課題となっています。今後、これらの工事に関わる費用の増大も見込まれることは大きな懸念材料であります。水道は日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインであります。安全な水を安定して供給するため、適正な水質の維持に努めるとともに、水道施設の耐震化事業に取り組みなければなりません。

安全・安心な水道水の安定供給に努めていかなければならぬという思いから、議案第40号 白浜町給水条例の一部を改正する条例に賛成をいたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議 長

討論を終結します。

これより、議案第40号について採決いたします。
議案第40号について原案に賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議長 長

起立多数であります。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

(18) 日程第18 議案第41号 白浜町簡易水道使用条例の一部を改正する条例について

○議長 長

日程第18 議案第41号 白浜町簡易水道使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 廣畑君

○12番

簡易水道の料金の値上げ、料金体系ですけども、今の上水道と合体をしていくということでもあります。それによって安くなる部分もあるかなとも思うのですが、先ほどの上水道の討論でありましたように、厚労省の資産管理の方向でいくように思うのですが、そうした点についてはどうでしょうか。資産管理、アセットマネジメントの考え方に基づいて取り組んでおられると思うのですが、その点についてどうですか。

○議長 長

番外 上下水道課長 久保君

○番外(上下水道課長)

やはり上水道と同じく簡易水道も重要な施設でありますので、今後やっていかなければならない更新ならびに補修、いろんな修繕等があると思うんですけども、それも計画を立ててやっていかなければならないと思っています。

○議長 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

質疑を終結します。討論を行います。

12番 廣畑君(登壇)

○12番

議案第41号 白浜町簡易水道使用条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

先ほど上水道にありましたけれども、合わせていくことについては必要かなと思うんですけども、全体を通して水道の条例、それから簡易水道と合体をしていくことなかで、今後10年後どのようになっていくかということで懸念をせざるを得ません。

よって、この条例改正について反対をしたいと思います。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。
これより、議案第41号について採決いたします。
議案第41号について原案に賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議 長

起立多数であります。
従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

(19) 日程第19 議案第42号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第19 議案第42号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第42号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

(20) 日程第20 議案第43号 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第20 議案第43号 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11時21分 再開 11時33分)

○議 長

再開します。

(21) 日程第21 議案第44号 令和元年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について

○議 長

日程第21 議案第44号 令和元年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

22ページ、森林環境税の関係で、議案第33号で質問しようかと思ったんですけども、忘れてしまいました。

意向調査委託料として農林水産費の林業振興費の13委託料、650万円。これについては、森林環境税の資料を振興局からいただいたんですけども、意向調査と言っても森林所有者のなかには3割と7割の土地所有者もあります。そして、自前で持っている方もあります。また、共有林、財産区的なものもそういうなかで、この650万円については、土地も含んだ所有者を言うのか、植林をしている対象者をすべて言うのか。その点についてお伺いします。

あとひとつは、積立金1,200万円ですけども、これでは森林環境税は個人住民税の均

等割の納税者の皆さんから国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村に徴収していただく。そういうことで、納税義務者が全国で約6,000万人と見て、約600億円となります。そして、課税に先行して、平成31年から開始するとなっているんですけども、この積立金は森林環境譲与税に繰り入れられるということですが、これは白浜町として1,200万円の算出根拠についてわかってあれば聞かせてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、調査の対象でございますが、森林所有者と考えてございます。森林所有者については林地台帳というシステムが先般より操作されてございますので、そちらの所有者。それと森林組合で把握している部分がございますから、そちらのご協力をいただきながら、一応見込みで3,900件の所有者に送付をしたいと考えてございます。ただ、ずっと手付かずできている山林、昔から相続もされずにとということもございますから、そこはひよっとしたら調査の回収ができないという部分がございますが、いずれにしましても、できるところから取り組まなければ進んでまいりませんので、このような格好で、現時点で私どもが把握できている森林所有者の方々を対象に送付させていただいて、ご意向を確認したいと思っております。

それから、森林環境譲与税の算定根拠でございますが、議案書の78-2の裏面をご覧くださいと思います。まず、表の和歌山県を見ていただいたら、令和元年度から令和3年度というのが各市町村に並んでいるところの左側にあると思うんですが、これの最終、全国の計が下にあるんですが、9,620万3,000円が和歌山県。県と市町村があわせて4億8,000万円が国から交付されてくるという算定がございます。それに基づきまして、各市町村の交付予定額というのがその上の表にありまして、白浜町では、まず令和元年度から3年度につきましては、約1,500万円。それから4年度から6年度は2,270万円。ここにあります数字が交付予定される額となっております。

森林環境税という徴収が数年後、あとから始まるんですが、それに向けて前倒しで森林環境譲与税が市町村に交付されるという格好になってきます。ですから、いただける予定の金額をそのまま入として計上させていただきまして、それに見合う出といたしまして委託料で650万円、それから積立金で1,200万円とあります。

ですから、本来であったら1,513万3,000円という入になるんですが、予算上は町費も含めまして1,850万円の出を組んでございます。ただ、積立金というのも組んでいるんですが、要は1,500万円のほうから森林の意向調査をしまして、入札の執行残が出てくる場合もございますし、逆にもう少し事業が膨らむ場合もございますから、そういったもので森林環境税の用途に使えるものは使って、その残りの部分を基金の積み立て金として積み立ててまいりたいと考えてございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

1点目ですけれども、森林組合の台帳を使うということは施業計画に載っている部分のことを指しているのか。それとも、白浜町の場合は富田共有財産もあるんだろうと思っておりますけ

れども、施業計画を立てていないところもあると思います。大辺路森林組合も含めて、そういうことになると、業務の人件費の部分については、かなり膨大な金額になると思うんです。そこらの点について、人的配置は考えているのかどうか。

環境税の話については、令和15年度からは5,107万7,000円と、年々ふえてくるんやけども、トータル県として、全市町村あわせて4億8,097万6,000円。そして、14億4,300万円ということで、市町村によってばらつきがあると思うんやけども、今言った意向調査の部分もこのなかに入っているということですね。そして、令和元年からずっとしていったら、そんなに長いこと意向調査かからへんな。短期間のうちに意向調査せなんだらあかんと思うんやけど、その点についての考え方はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず1点目の人的な配置の部分、事務量のご心配ありがとうございます。

確かに私どもこの制度を取り入れていくなかで、まず所有者をどうしていくか。いったん今年度私どもが把握しているところ全員を対象にやります。これは施業計画、それからもとの土地の所有者、こういったものをあわせて、今、林地台帳という形でひとつのシステムにまとまっております。これに森林組合が持っている情報を加味しまして、この650万円で業者に委託をして、まず、第一次の調査をするということです。そこで漏れてきたものについては、第二次、第三次と調べていくことが必要になってまいりますので、その時点では人的な配慮というのは町で考えていかなければならないと。それは職員でふやしていくのか、それか森林環境税の対象には賃金職員を雇う人件費も対象になりますから、そういったものを来年度以降は考えていかなければならないと思っております。

それから、意向調査の時期ということでは、今年度はすべてとなります。来年度以降はそこでわからなかった、連絡もなかった、そういったところをどんどん調べていくということで、それに対して意向調査をしていくということになります。そういったことで進めてまいりますので、部分的にわからないところは適宜やっていくという意向調査になっていくと思っております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

地籍調査が終わっているところは問題ないと思うけど、地籍調査が終わってないところがかなりあると思うので、一反から何十町までというところもあると思うので、そういう点については、先の質問で言ったけど、借地権のところもあるやろうし、底地が財産区で持っているところもあるやろうし、そういうことも含めて、職員が大変だろうと思っておりますけれども、今の体制でいけますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今年度は今の体制でとりあえずはいけるかなと思っております。ただ、来年度以降は今の体制では難しいということで、担当課で考えてございますので、そこが正職員で対応できるの

か、もしくは賃金職員増で対応するのかその辺もあわせまして検討していきたいと思っています。ただ、いずれにいたしましても、来年度以降今の体制でいけるかとなりましたら、非常に難しいと考えております。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

関連でお聞きします。先ほどの議案の森林環境整備基金の目的、森林整備及びその促進となっております。民間の個人の方が所有している山林で、雑木林的な植林をしていない山林は対象外ですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

雑木林すべて対象になります。意向調査をするというのは、まず自分が持っているところができるか。できない場合は誰かに任せるのか、譲り渡すのか、そういったことを意向調査しまして、誰かに任せるとなりましたら、例えば森林組合、こういったところが管理を受けられるよということだったら、そちらに加入、引き渡していくと。これは経営的に無理だということだったら、白浜町がその管理をしていかなければならないとなっているものでございます。

ですから、そういったことを含めまして、森林環境税というのが国でつくられまして、それを市町村は交付すると。それを財源としまして、森林環境を保つために各市町村がそれぞれの施業をしていくということでございます。ですから、私ども、意向調査をしたところで今度わかってくるもの、これを白浜町が管理をしていくとなります。この管理は直というものではなしに、森林組合あたりにご協力をいただきながら、委託事業としてやっていくと。その財源は森林環境税を充てていくという制度でございます。これを基金という形に置きましたのは、当然当初でございますから、各市町村が森林環境の調査をするのが関の山でございますから、それを森林環境譲与税の目的が逸れない使い方をするために、住民の方がわかりやすいように、いくら残っていると、それを基金として積み立てて、それを財源として充てていくという基金の設置でございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

そしたら一般の個人所有林の雑木林的な山も今後手入れというか、その手入れは植林を目的として手入れをもし自分でようせんかったら、白浜町が管理とか組合に移管せんとあかんという強制力を持っているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

どこまで強制力があるかということは私も調べてはないのですが、法律でうたわれている以上、ある程度はそれにのっとってやっていただくというのがルールだと思いますので、そういった意味の強制力はあると思います。

それで、雑木林も対象になるんですが、森林環境を保っていくなかでは、雑木林で普通にその辺の白浜の山、特に空港の周りとか、そういったところに雑木林なんですけども、そこは逆に言うと手を加えなくても環境が狂ってくるというものではないので、やはりどうしても対象になってくるのは、植林をしている部分、こういった部分が当初はメインとなると考えています。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

少し勉強しても、なかなか強制力があるような、ないような。多分所有者の方にとったら、把握するまで難しいと思うので、そこら辺。これから意向調査、まず所有者が確定して、そこで丁寧な説明をしないと、お金は入ってくるは維持管理はどうするかとか、強制的ではないけど半分はある程度強制になると。ですから、所有者が公的な団体だったら説明がしやすいと思いますけども、植林をしたのを所有されている方もいらっしゃると思いますので。

そして、白浜町内でも一時期はやりましたけれども、海外の方も所有をされている、例えば古座や古座川のほうではそういう話をよく聞きました。白浜町内で国外の方はないと思うのですが、そういう場合混乱をするかと思しますので、そこらへん制度の趣旨をまず行政がはっきりと把握して、その上で説明をせんと混乱せんようにそこを申し入れたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほど義務ということがあったのですが、この4月から森林経営管理法がスタートしているんですが、この趣旨というのは森林所有者が森林を管理する義務を負う旨の法律でございますから、それは例えば私どもに強制力があって管理をうちにさせなさいというよりは、もともとは所有者が管理をしなければならぬということでございますから、当然私どもの意向調査に対してその管理をどうしていくのかということが出てまいりますから、そのなかで最終的に放りっぱなしとなりましたら、その森林管理法の観点からも法律違反となってまいりますから、そこはその時点でいろんな対応がされると思いますが、制度自体が今出来上がったばかりですので、その辺の部分まではまだ想定されていないと思います。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

予算書29ページお願いします。学校管理費、小、中学校の空調設備について計上されています。

以前説明がございまして、日置中と1校を除いて夏から工事に入ることとございまして。しかし、13校くらいで各教室の数でいいましたらかなりの数になります。そこで白浜町のなかで業者の間で入札を行われると思うのですが、これだけの件数があるなかで、混乱せん方法を考えて、入札方法を取らないとあかんと思うんですけども、その点は大丈夫ですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

空調設備につきましては、今回補正をお願いしている分で、日置中学校と小学校にする部分です。現行予算のなかでほかの小中学校につきましては、なるべく早い時期に整備しなければならないということで、すでに現行予算のなかで入札執行させていただいてございます。それにつきましては、電気設備とクーラーの設置という配管工ということで、業者を1つの学校に対して2つの業務で分割で発注してございまして、学校ごとに分割してますから、入札しますと20を超える入札を実施させていただいてございます。だいたい町内業者の方で落札いただいております。ただ、夏を越えて工期をとっています、町の意向といたしますか、業者にしましても、夏休み中にできる限りのことを努力していただくということでお話ししてございます。夏休み中に絶対しなければならないのかというその制約はございませんので、そこは業者の努力という形になろうかと思えます。学校によっては、それぞれ難しい工事であったり、簡単な工事、大きい小さいがありますので、小さい部分につきましては、機材が揃えば夏休み中に整備ができるのではないかと考えてございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

先ほど森林の経営の部分ですけれども、650万円、調査を委託すると。そこまでの部分だと。次に、放棄したいんやと、体をなしていないと。当局として森林組合なり、森林経営管理法で経営の意欲のある方に委託をするという流れがあると思えますけれども、旧の所有者で税金の滞納とかの部分を引き継いでいくのか。今度、木を売って益が出ると思うんですけども、それが次の方のほうに入るのか。それと、きれいに税金を払っていただけれども、これからの税金はどこが分配していくのか。そこらどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、滞納とかの部分は私はあまり考えてございません。

まず、誰かに管理を任せるということになってきた場合に、これが受ける側も当然収支が合わなければ受けませんので、収支を合わせてメリットがあるということだったら、そこが管理をするということになります。当然収支が合うということは、そこに費用、入が生じるということになりますから、その入を管理を受けている方がすべてなるのか、一部所有者がというあたりは話になるということになってくるかと思えます。

市町村がやる場合については、入として入ってきてもひとつの部分と釣り合いがとれないということになりますから、当然入が入ってきた場合に、それをその方にお渡しするのか。ただ、経費等が要ってますから、そういった部分で市町村がいただくようになるのか、そのあたりについては所有者との話し合いになってまいりと思えます。

ですから、すべて市町村がやって一から十までということでございませぬので、その部分で税を考えますと、逆に言うと、何のためにやっているかと言いますと、日本国民全体の部分で森林環境を維持していくということが目的でございますから、本人が税を滞納しているからそれを放棄するということになりましたら、そこはちょっと違う部分になってくると思っておりますので、私ども現時点では滞納があるなしについては加味することと考えてい

ないということです。

○議 長

6 番 正木君

○6 番

参考資料で見たら、税の部分については全然書いていないので、参考資料の78-2。これ見たら、所有者から始まって、市町村、経営者とあるでしょう。この部分のなかに税とか益とかそういう部分についての表記がないので、質問だけです。

○議 長

12 番 廣畑君

○12 番

24ページ、土木費。富田川改修促進協議会負担金9万円ですけども、これは委員の報酬かなと思うんですが、この協議会の委員の人数と何回くらい今年度やっていくのか教えていただきます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま廣畑議員より富田川改修促進協議会についてご質問いただきました。

まず、この協議会は先般一般質問でもございましたように、平成31年4月23日に富田川流域の旧9つの区と白浜町とで構成された協議会でございます。そして、まず負担金の9万円というのは、その9つの区が各1万円を出しあつての9万円と同額の9万円が白浜町の負担金ということで、あわせて18万円で協議会の運営をしていくと考えております。この協議会は、富田川の改修、整備事業を促進していくための協議会でございますし、それに伴って、国、県への要望活動の旅費ですとか交通費、そういった関係の予算が主で、役員報酬等に充当する予算ではございません。

○議 長

3 番 南君

○3 番

参考資料78-3。町立小学校空調設備に関して、2番目の事業計画に、24室はすでに設置済みであり、使用頻度の低い10室を除く67室に新設するとありますけれども、これは使用頻度が低いというのはどんな判断基準でやったのかということ。例えばこの表にありますように、右側の特別教室なんかは設置なしというのは設置しないという判断ですね。これは例えば、白浜中や富田中の特別教室の設置なし2、2とありますけれども、これはどういう特別教室ですか。使用頻度が低いからしないというのはどういう教室ですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番外（教育次長）

特別教室と言いますと、例えば、理科室や音楽室のイメージになるかと思うんですけども、施設自体、校舎も新築した部分もあれば改修した部分もございしますが、児童・生徒が減少してきていますので、教室自体がすいている部分があります。そのなかで自由に使えるスペースであったり、何かのために置いているスペースがありますので、そういう部分は基本的に

あまり使わないということで、そこで勉強をすとか、授業を特別に組んでいるという状況がない部分については、クーラーがなくても一時的に使う部分であれば大丈夫であろうということで、すべてに整備するのではなくて、10教室については今回見送ったということでございます。

○議 長

10番 水上君

○10 番

17ページ、民生費、プレミアム付商品券の事業についてです。説明では低所得者、子育て支援ということになっているんですけども、子育て世帯の年齢制限があるんですね。この設定は交付日までに要綱に定められていたんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

年齢制限につきましては、当初2歳児までという形で国から通達がございましたけれども、4月以降だったと記憶しているんですけども、それを3歳半までにということで年齢を上げさせていただいている形で通知がございました。

○議 長

10番 水上君

○10 番

町単で配慮があるのであれば、子育て世帯、幅広くもうちょっと支援ができないかと。というのは年齢で不公平感が出ますね。それと、金額的な2万5,000円の幅があるので、そこら辺で多少配慮ができなかったのかなと思いました。いかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

9月30日までに生まれた方は該当されます。ただ、10月1日生まれの方は不該当になります。おっしゃるように、不公平感というのは非常に感じられることだと思いますが、その部分を町が負担という部分については制度上、民生課としましても考慮しておりません。

○議 長

10番 水上君

○10 番

町の配慮があれば、金額的なこと、年齢幅、子育て世帯の幅が広げられるのかなと思いましたから。

○議 長

番外 民生課長 寺脇君

○番 外（民生課長）

国の制度でございまして、1セット2万5,000円を2万円で販売という形にさせていただくということになってございます。

○議 長

質疑の途中ですが、暫時休憩します。

(休憩 12 時 08 分 再開 13 時 07 分)

○議 長

再開します。

午前に引き続き質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

(22) 日程第22 議案第45号 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) 議定について

○議 長

日程第22 議案第45号 令和元年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第45号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

(23) 日程第23 議案第46号 令和元年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第23 議案第46号 令和元年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第46号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

(24) 日程第24 議案第47号 令和元年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第24 議案第47号 令和元年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第47号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

(25) 日程第25 議案第48号 令和元年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第25 議案第48号 令和元年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第48号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

(26) 日程第26 報告第7号 平成30年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

○議 長

日程第26 報告第7号 平成30年度白浜町土地開発公社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第7号は以上です。

(27) 日程第27 発議第1号 議員派遣について

○議 長

日程第27 発議第1号 議員派遣についてを議題とします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配布のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配布のとおり決定いたしました。

(28) 日程第28 発委第4号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

日程第28 発委第4号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

本定例会の会期は20日までとなっておりますが、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

従って、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日、午後10時22分頃、山形県沖を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生しました。新潟県村上市では震度6強を観測し、この地震に伴い、山形県、新潟県、石川県に津波注意報が発表されました。今後の余震にも警戒が必要とのことでもあります。被害に遭わ

れた皆様方には心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

さて、6月4日に本定例会を招集させていただき、本日まで議員各位には提案いたしました案件をはじめ、安心安全なまちづくり、福祉・観光・環境・農林水産施策、教育行政等、町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、行政運営に生かしながら、各種施策のより一層の進捗を図ってまいりたいと存じます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、災害に強いまちづくりをはじめ、町政の伸展に、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

本日をもって白浜町議会令和元年第2回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会令和元年第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

議長 西尾 智朗は、13時14分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和元年6月19日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員